

資料3

提案書作成要領

【資料3】

県公式 LINE 開設・運用保守業務委託に係る提案書作成要領

この要領は、【資料1】県公式 LINE 開設・運用業務委託企画提案競技実施要領の4 企画提案競技の手續等に関する事項（7）企画提案書及び見積書の作成と提出の項目中、提案書の作成について定めるものです。

1 目的

LINE 開設・運用に係る専門的な知識や能力を審査し、受託候補者を選定するため、提案書を作成していただきます。

2 提案書の仕様

情報発信を強化し、幅広い世代に県政情報を伝えるため、次の仕様に従い、企画提案書を作成してください。デモ画面を作成するなど画像等で分かりやすく、操作性を説明できるようにしてください。なお、プレゼンの際は当方で用意するモニターを使用しても構いませんが、事前に連絡してください。

（1）調達するサービス・システム

ア リッチメニューの構築

仕様書に基づき、利用者にとって利便性が高く、目的の情報までの導線が的確なリッチメニューを提示してください。「タブ分けの有無」や「リッチメニューのアイコン数」、「シナリオによる項目の細分化の有無」等を明確にしてください。＜アイコン項目想定＞の項目を流用いただくほか、県公式ウェブサイト（美の国あきたネット）や他都道府県の LINE 公式アカウントなどを参考に作成してください。

＜アイコン項目想定＞

受信設定、新着情報、イベント情報、県政広報（広報紙、新聞広報、テレビ広報、ラジオ広報）、県公式ウェブサイト、県公式 SNS（県公式 X、県公式 Facebook、県公式 YouTube）、あきたの魅力（県の観光、食、移住関連サイト）、オンライン手続き、相談窓口、感染症、ふるさと納税、採用、県への意見、防災情報、河川情報（河川カメラ）、クマ情報、道路情報（道路カメラ）

イ セグメント配信

仕様書に基づき、登録者が受信設定を行う画面と、県職員が配信する際の投稿画面を提示してください。

登録者側の受信設定画面には、配信を希望する項目のほか、自動連携を想定している「防災情報」、「河川情報」の項目の提示を必須とします。また、「防災情報」については、L アラート情報のセグメント構成を提案いただくほか、「河川情報」については、「あきた河川メール」のセグメント構成と同等にしてください。

県職員側が配信する際の投稿画面は、操作しやすく作業効率を考慮した内容としてください。

ウ L アラートとの連携

アラートとの連携について、具体的に連携方法を明記するとともに、登録者へ配信されるまでのフローを作成してください。

エ その他

予算の範囲内で登録者を増やすための工夫やブロック率が上がらないための工夫、アンケート機能の付加など、利便性向上を図る独自提案があれば提示してください。

(2) 運用保守

ア 想定される運用保守計画書を提示してください。過去の類似事例において使用した実績等の提出も可とします。24時間365日受付可能な窓口を設け対応できる仕様としてください。

イ データを安全に管理するための運用方法を提案してください。脆弱性対策、マルウェア対策の管理についても記述してください。

ウ アクセス権限の設定方法について、安全性、操作性の観点で最適な手法を提案してください。

エ 障害等が起こった場合のフローを提示してください。また、「対応履歴書」の成果物イメージを提示してください。

オ 各システム・サービスの運用継続に係る監視について、どのような監視を行うか監視対象を明確化するとともに、想定される監視内容について、処理手順も含め、具体的に提示してください。また、迅速かつ正確な処理を行うための工夫点や具体的なコミュニケーション方法について提案してください。

(3) 実施体制

ア 体系図の作成

管理者等の構成メンバーの氏名、連絡先、役割を明示した上、体系図を提示すること。不具合があった際や災害時等において、即時対応可能な体制とし、連絡担当者も明示してください。

イ 業務実績等の提示

管理者については、国又は地方公共団体との契約によるシステム開発及び運用保守業務を履行した実績を提示してください。本業務に類似する業務実績を要員ごとに具体的に提示してください。

(4) 導入スケジュール

想定する具体的で実効性のあるスケジュールを提案してください。ただし、県公式アカウント(地方公共団体プラン)の取得に係るスケジュールも考慮し、運用開始は令和6年5月としてください。

(5) 提出書

企画提案書の用紙は、A4ヨコ・上綴じで作成してください。

3 提出部数と期限等

(1) 企画提案書

正本1部、副本4部

副本のうち1部はダブルクリップ等で留めたものとしてください。

(2) 提出期限及び提出先

令和6年2月15日(木)午後5時まで広報広聴課に提出してください。

4 その他

企画提案書の作成に当たり、著作権等の法令又は公正な企画提案競技の確保等について参加者が遵守すべき事項は、【資料1】実施要領に準じます。